

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 狂犬病組織培養不活化ワクチン</p> <p>動生剤基準の狂犬病組織培養不活化ワクチンの3.5.8に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 狂犬病組織培養不活化ワクチン</p> <p>動生剤基準の狂犬病組織培養不活化ワクチンの<u>3.5.3及び3.5.8</u>に規定するところにより、<u>これらに規定する試験を行うものとする。</u></p> <p><u>また、小分製品について同基準の狂犬病組織培養不活化ワクチンの3.3.2の乳のみマウスを用いた試験法の規定及び一般試験法の異常毒性否定試験の規定をそれぞれ準用して試験を行うものとする。</u></p>